

見 本

〇〇〇〇〇〇会則（見本）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、「〇〇〇〇〇〇」と称する。

（目 的）

第2条 本会は、認知症ケアに対する優れた学識と高度の技能、および倫理観を備えた認知症ケア専門技術士を養成するとともに、各地域における認知症ケアの知識および技術の向上ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。

（組 織）

第3条 本会は、原則として〇〇県およびその周辺地域に勤務または在住し、学会および本会の趣旨に賛同する認知症ケア専門士（以下、専門士）で組織するものとする。

（事 業）

第4条 本会は、第2条に定める目的を達成するために、以下に掲げる条件および事業内容を遵守し、活動するものとする。

1) 結成条件

- ① 営利を目的とした活動を行わない。
- ② 本会は、当該地の学会地域部会と連携し、活動するものとする。

2) 事業内容

- ① 認知症ケア専門士の知識および技術の研鑽に関する事業
- ② 認知症ケアを必要とする地域住民の生活を支援する事業
- ③ 地域住民の認知症ケアに関する知識および技術の普及・啓発に関する事業
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（入 会）

第5条 本会に入会を希望するものは、所定の手続きを経て本会に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

（会 費）

第6条 会費規則については別途定めるものとする。

（退 会）

第7条 会員が退会を希望するときは、退会届の提出をもって退会することができる。

（除 名）

第8条 以下のいずれかに該当する行為があったときは、理事会に諮り会員を除名することができる。

- ① 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。

- ② 会費を2年以上滞納したとき.

第3章 役員

(種別)

第9条 本会の役員構成は以下のとおりとする.

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 1名

(選出)

第10条 本会の役員選出は以下のとおりとする.

- ① 理事および監事は、別に定める規程により、会員のなかから選出される.
- ② 会長・副会長・監事は理事のなかから互選により選出される.

(任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない.

第4章 会議

(種別)

第12条 本会は以下の会議を開催する.

- ① 総会
- ② 理事会

(総会召集)

第13条 総会は毎年1回会長が招集する.

(理事会召集)

第14条 理事会は年2回会長が招集する. ただし、会長が必要と認めた場合には、臨時理事会を招集することができる.

付則

- (1) 会則の変更は総会の決議による.
- (2) 本則に定めのない事項に関しては、理事会において定める.
- (3) 事務局は〇〇〇〇に設置する.

本規程は、令和 年 月 日から施行する.